

豊川市委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、豊川市の発注する建設工事に係る委託業務の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として、豊川市の発注する建設工事に係る委託業務のうち、調査、測量、設計等に関する委託業務(監理業務のみを委託するものを除く。)(以下単に「委託業務」という。)であって、1件の当初契約金額が300万円以上のものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、豊川市契約規則(昭和45年豊川市規則第15号。以下「規則」という。)第3条第1項第3号に規定する監督職員及び同項第4号に規定する検査職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定者は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定を独立して的確かつ公正に行わなければならない。

2 評定は、委託業務ごとに行うものとする。

3 評定は、監督職員にあつては委託業務が完了したとき、検査職員にあつては検査終了後に行うものとする。

4 評定の結果は、豊川市委託業務成績採点表(様式第1号。以下「成績採点表」という。)に記録するものとする。

(成績採点表の提出等)

第5条 評定者は、評定を行ったときは、速やかに成績採点表を委託業務の主管課等の長(以下「主管課長等」という。)へ提出するとともに、その写しを契約検査課長へ提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 主管課長等は、前条の規定により成績採点表の提出を受けたときは、当該成績採点表に係る委託業務の受注者に対して、委託業務成績評定通知書

(様式第2号)により、評定の結果を速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 主管課長等は、前条に規定する通知の後、次の各号に掲げる場合に該当し、評定の結果を修正する必要があると認めるときは、当該評定の結果を修正しなければならない。

- (1) 評定に係る委託業務の受注者に起因する事故等が判明した場合
- (2) 評定に係る委託業務の受注者の故意又は重大な過失により成果物が契約の内容に適合しないことが判明した場合
- (3) 評定者の錯誤等(軽易なものを除く。)が判明した場合

2 前項の規定による評定結果の修正は、評定に係る委託業務の完了した日から5年に限り行うものとする。

3 主管課長等は、第1項の規定により評定の結果を修正したときは、遅滞なく、その結果を委託業務成績評定修正通知書(様式第3号)により委託業務の受注者に通知するものとする。

4 第1項の規定により行った評定の結果の修正は、前項の規定による通知の後、将来に向かってその効力を有する。

(説明請求)

第8条 第6条又は前条第3項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により、主管課長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 主管課長等は、前項の規定により説明を求められたときは、委託業務成績評定説明書(様式第4号)により、速やかに回答しなければならない。

(評定の活用)

第9条 契約検査課長は、第5条の規定により提出された成績採点表の写しを適切に保管するとともに、その成績を委託業務の受注者の選定に活かすよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。